

介護保険サービス利用者の負担が軽減されます

市では、介護保険サービスを利用している人を対象にさまざまな負担軽減策を実施しています。

① 社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度
 社会福祉法人などで提供している通所介護・訪問介護・短期入所生

活介護・認知症対応型通所介護（予防含む）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護福祉施設サービス利用者で、上記（表1）の条件をすべて満たしている人に対する利用者負担軽減制度です。

（表1）軽減制度の内容

対象者の条件 ※右記の条件をすべて満たす人	課税など	市町村民税非課税世帯
	収入	年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下
	預貯金	預貯金などの額が単身世帯で350万円以下、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下
	資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと（出荷米、資産を活用しての収入があれば非該当）
	扶養	負担能力のある親族に扶養（税扶養、健康保険扶養）されていないこと
軽減の対象となる費用	対象サービス費に係る利用者負担額（サービス利用料の1割相当額）と食費、居住費（滞在費）に係る利用者負担額	
軽減割合	対象サービス利用者負担 25/100 食費・居住費など 25/100	

② 介護保険負担限度額認定制度
 被保険者が市町村民税非課税世帯に属している場合、または特例減額措置の基準【※1】を満たしている場合に、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設などで入所・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）を軽減するものです。

【※1】 特例減額措置の基準（短期入所には適用されません）
 市町村民税課税者のいる世帯（単身世帯は含まない）に属している次のすべての要件を満たしている場合。
 ① 世帯の年間収入（公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計

額）から、施設の利用者負担（サービス費の1割＋食費全額＋居住費全額）を除いた残額が80万円以下であること。
 ② 世帯の預貯金などが450万円以下であること。
 ③ 日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと。
 ④ 介護保険料の滞納がないこと。

◆ 申請手続き
 基準や要件を満たし、① 社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度、② 介護保険負担限度額認定制度の利用を希望する人は、費用負担軽減を認定する「社会福祉法人等利用者負担軽減認定証」または「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので申請してください。
 なお、平成23年6月30日までの認定証を持つている人は、更新手続きが必要になります。
【申請場所】 福祉事務所長寿介護課 または各総合支所市民課
【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 介護給付係
 ☎ 0220 (58) 5551



市有財産を売却します

一般競争入札にて市有財産を売却します。

市有財産	所在	地目	地積	予定価格（最低売却価格）
物件1	登米市迫町佐沼西佐沼173-3	宅地	344.65㎡	5,499,000円
物件2	登米市南方町堤田26-1	宅地	388.29㎡	2,384,000円

【現地説明会の日時】

（物件1） 6月30日（木）午後2時～
 （物件2） 6月30日（木）午後4時～

【説明会の場所】

物件1、物件2の現地

【受付期間】

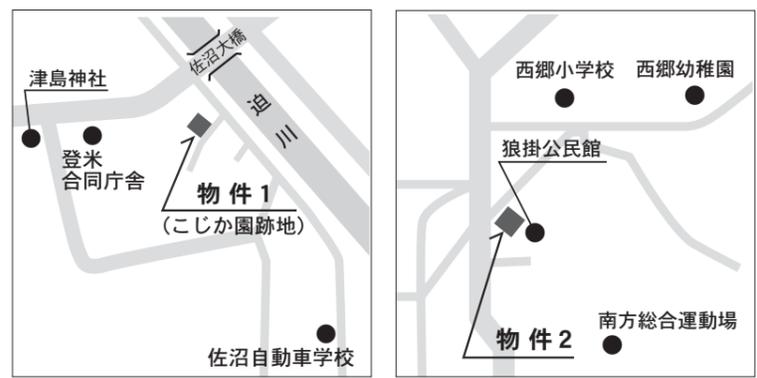
6月21日（火）～7月22日（金）
 午前8時30分～午後5時15分
 ※土曜、日曜、祝日を除く日とします。

【申込書配布・受付場所】

総務部総務課財産係（市役所迫庁舎2階）
 ※入札に関する手続きなどは、下記に問い合わせください。

【問い合わせ】

総務部総務課 財産係
 ☎ 0220 (22) 2091



▲物件1の場所

▲物件2の場所

『空き家情報バンク』への登録を募集しています

市では、空き家の有効活用を通じて、市民と都市住民の交流拡大や人口増加と定住促進による地域活性化のため、市内にある賃貸や売却可能な物件の所有者などを対象に、その物件情報についての登録を募集しています。

- 「空き家情報バンク」とは？
 市内に空き家を所有し、貸したい・売りたいと考えている所有者から、その物件の情報提供を受け、市の「空き家情報バンク」へ登録し、借りたい・買いたいと考えている人へ物件情報を提供するものです。
- 空き家情報および利用希望者登録の方法
 登録用の申込用紙に必要事項を記入の上、企画部市民活動支援課（市役所迫庁舎2階）へ提出してください。

【注意事項】

- ① 登録物件が必ず売買または賃貸借できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 市では、登録された物件情報の紹介や必要な連絡調整などを行いますが、所有者などと利用希望者間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約などに関する仲介行為は行いません。
- ③ 取得した情報をもとに賃貸や売買の契約を行う際は、当事者間でのトラブル発生を防止するため、不動産業者や宅建業者を介して行うようお願いします。

【問い合わせ】 企画部市民活動支援課 地域振興係
 ☎ 0220 (22) 2173 FAX 0220 (22) 9164
 ✉ shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

～登米市メンタルヘルスサポート事業～ 『心の元気相談室』

人生の中では、いろいろなことが起きます。「今までできていたはずのことができなくなった」、「今度という今度は、本当に疲れてしまった」と感じたら、ひとりで悩まず早めに相談しましょう。

【時間】 毎週月曜・火曜・金曜日
 午前10時～午後5時

【場所】 市立登米市民病院

【担当】 吉田香里さん（臨床心理士）

【料金】 無料 ※予約制です。

【予約先】

一般社団法人メンタルパイロテージジャパン
 ☎ 022 (724) 0234
 または市民生活部健康推進課（市役所南方庁舎2階）、各総合支所市民課にご相談ください。

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課
 ☎ 0220 (58) 2116



【地域包括支援センターの設置場所・問い合わせ】

事業所名	設置場所	電話番号
迫地域包括支援センター	恵泉会事務所内	0220 (22) 1152
中田・石越地域包括支援センター	中田保健福祉会館	0220 (34) 7611
	石越分室<石越総合支所内>	0228 (34) 4151
東和・登米地域包括支援センター	東和総合支所内	0220 (53) 4811
	登米分室<登米総合支所内>	0220 (52) 5090
米山・南方地域包括支援センター	米山総合支所内	0220 (29) 5821
	南方分室<南方庁舎社会福祉協議会内>	0220 (58) 4311
津山・豊里地域包括支援センター	津山老人福祉センター内	0225 (68) 3780
	豊里分室<豊里総合支所内>	0225 (76) 4811

高齢者を支えます
 「地域包括支援センター」
 地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が連携し、地域の高齢者の皆さんのさまざまな相談に応じます。